

福祉用具購入費支給申請書の改定について（令和8年4月から）

大竹市健康福祉部地域介護課

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給制度において、制度の対象となる製品として、市がTAISコードのある製品であることを申請を受け付けて審査する際、国の安全基準を担保する製品としての要件としています。

この審査の際、添付書類の製品カタログにTAISコードが記載されていないことも多く、職員がTAISコードを調べていたところですが、事務処理の改善のため、新年度、令和8年4月受付分から申請様式の記入欄にTAISコードを書いていただく欄を追加します。

ご協力よろしく申し上げます。

【参考】TAISコードとは：公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システム（TAIS）に登録されたコードで5桁の企業コードと6桁の福祉用具コードを「-（ハイフン）」で結んだTAIS上の登録コード